

議案第 9 3 号

長野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 5 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

長野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長野市職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第23条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条に次の2号を加える。

- (6) 長野市保育所その他の市長が別に定める施設に勤務する職員に係る給食費
- (7) 職員相互間の親睦団体の会費等

(長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第25条の2 給与条例第23条の規定は、会計年度任用職員の給与からの控除について準用する。

(長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「この章」の次に「（第18条を除く。）」を加える。

第18条に次の2号を加える。

- (7) 当該学校職員に係る給食費及びPTA会費
- (8) 職員相互間の親睦団体の会費等

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)要綱

総務部職員課
教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	本市職員に給与を支給する際に、当該給与から控除することができる項目（以下「控除項目」という。）を見直すことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	<p>(1) 長野市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係） 本市職員（会計年度任用職員及び長野市立学校の学校職員（以下「学校職員」という。）を除く。以下同じ。）の控除項目に、長野市保育所その他の市長が別に定める施設に勤務する職員に係る給食費及び職員相互間の親睦団体の会費等を加える。</p> <p>(2) 長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条関係） 本市職員の控除項目に係る規定は、会計年度任用職員（学校職員である会計年度任用職員を除く。）の控除項目について準用するものと定める。</p> <p>(3) 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正（第3条関係） 学校職員の控除項目に、当該学校職員に係る給食費及びPTA会費並びに職員相互間の親睦団体の会費等を加える。</p>
3 施行期日	公布の日から施行する。
4 審議状況	<p>(1) 法規審査委員会の決定 8月6日</p> <p>(2) 庁議の決定 8月21日</p>

長野市職員の給与に関する条例 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第25号 (給与からの控除)</p> <p>第23条 職員に給与を支給するに際し、法律で定めるもののほか、次の各号に掲げるものを控除することができる。</p> <p>(1) 長野市職員住宅の貸付料 (2) 長野市職員互助会の掛金、貸付金の償還金等</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3)</u> 団体取扱いに係る生命保険、損害保険等の保険料又は掛金 <u>(4)</u> 預金又は貯金 <u>(5)</u> 職員団体の団体費、貸付金の償還金等 <u>(6)</u> <u>長野市保育所その他の市長が別に定める施設に勤務する職員に係る</u> <u>給食費</u></p> <p><u>(7)</u> <u>職員相互間の親睦団体の会費等</u></p>	<p>○長野市職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第25号 (給与からの控除)</p> <p>第23条 職員に給与を支給するに際し、法律で定めるもののほか、次の各号に掲げるものを控除することができる。</p> <p>(1) 長野市職員住宅の貸付料 (2) 長野市職員互助会の掛金、貸付金の償還金等</p> <p><u>(3) 長野市役所生活協同組合からの購入代金</u></p> <p><u>(4)</u> 団体取扱いに係る生命保険、損害保険等の保険料又は掛金 <u>(5)</u> 預金又は貯金 <u>(6)</u> 職員団体の団体費、貸付金の償還金等</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年8月30日長野市条例第17号 (休職者の給与の支給制限)</p> <p>第25条 略</p> <p><u>(給与からの控除)</u></p> <p><u>第25条の2 給与条例第23条の規定は、会計年度任用職員の給与からの控除</u> <u>について準用する。</u></p>	<p>○長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年8月30日長野市条例第17号 (休職者の給与の支給制限)</p> <p>第25条 略</p> <p><u>(新設)</u></p>

長野市立学校職員の給与に関する条例 新旧対照表【第3条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号 (給料)</p> <p>第4条 給料は、長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年長野市条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第2条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、全ての学校職員（フルタイム会計年度任用学校職員及びパートタイム会計年度任用学校職員を除く。以下この章 <u>（第18条を除く。）</u>）において同じ。）に支給する。</p> <p>2 略 (給与からの控除)</p> <p>第18条 学校職員に給与を支給するに際し、法律で定めるもののほか、次の各号に掲げるものを控除することができる。</p> <p>(1) 長野市教職員住宅の貸付料 (2) 長野県教職員互助組合の掛金、貸付金の償還金等 (3) 長野県高等学校生活協同組合からの購入代金 (4) 団体取扱いに係る生命保険、損害保険等の保険料又は掛金 (5) 預金又は貯金 (6) 職員団体の団体費、貸付金の償還金等 <u>(7) 当該学校職員に係る給食費及びPTA会費</u> <u>(8) 職員相互間の親睦団体の会費等</u></p>	<p>○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号 (給料)</p> <p>第4条 給料は、長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年長野市条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第2条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、全ての学校職員（フルタイム会計年度任用学校職員及びパートタイム会計年度任用学校職員を除く。以下この章において同じ。）に支給する。</p> <p>2 略 (給与からの控除)</p> <p>第18条 学校職員に給与を支給するに際し、法律で定めるもののほか、次の各号に掲げるものを控除することができる。</p> <p>(1) 長野市教職員住宅の貸付料 (2) 長野県教職員互助組合の掛金、貸付金の償還金等 (3) 長野県高等学校生活協同組合からの購入代金 (4) 団体取扱いに係る生命保険、損害保険等の保険料又は掛金 (5) 預金又は貯金 (6) 職員団体の団体費、貸付金の償還金等 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>